

こども誰でも 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能

こども誰でも通園制度を利用すると……

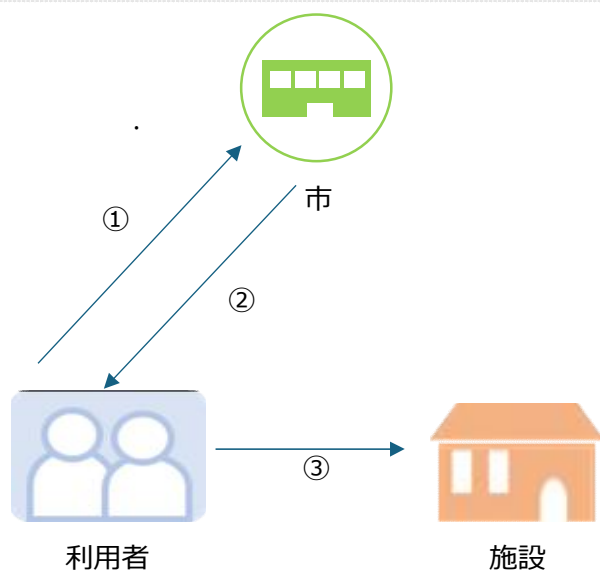
こどもにとって

- ・ **家庭とは異なる経験**や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます
- ・ こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます**
- ・ **年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします

保護者にとって

- ・ **地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機**となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**
- ・ 専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります

利用認定申請について



①利用認定申請

利用にあたっては、下記の2つの要件を満たした上で、市のホームページから事前の利用認定が必要です。

- ・高崎市に住所があること。
- ・お子さんが認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業の利用がない生後6ヵ月～満3歳未満であること

②認定証を交付

申請から交付までは2週間程度かかります。

③初回面談、事前予約後、利用開始

開所日や開所時間等は、施設によって異なります。

認定後の利用の流れについて

令和8年度以降の本制度のご利用にあたっては、市における認定を受けた後、国が提供する「こども誰でも通園制度総合支援システム」にて利用の予約等を行います。

①市において認定完了後、申請のあったアドレスあてに、システムのアカウント登録にかかるメールが届きますので、ログイン手続き及び利用者情報の登録を行ってください。

②システム上で初回面談予約を行い、お子さんをお連れの上利用施設にて面談を実施してください。

③初回面談後、システムから利用施設の利用予約を行ってください。

④利用日当日は、利用施設が提示する二次元バーコードをスマートフォンで読み込むことで、利用開始/終了の打刻を行います。利用終了後は利用施設が提示する利用料金をお支払いください。

※システムの利用にあたっては、市ホームページに掲載している各種マニュアルをご覧ください。

※初回利用時は市より郵送される支給認定証を利用施設へ提示してください。

<高崎市こども誰でも通園制度（利用認定申請はこちらから）>

<https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/29719.html>

※令和8年4月公開

